

決定-/CP.15

締約国会議は、

2009年12月18日のコペンハーゲンアコードを留意(*take note*)する。

## コペンハーゲン・アコード

気候変動に関する2009年コペンハーゲン国連会議に出席している国家元首、政府首脳、閣僚、その他以下の代表団長ら〔締約国リストが入る〕は、

条約第2条に定められた条約の究極的な目標を追求し、

条約の原則と条項を指針とし、

二つの特別作業部会(Ad hoc Working Groups)により行われた作業の結果に注目し、

長期的協力の行動(Long-term Cooperative Action)のための特別作業部会の決定x/CP.15と、京都議定書の下での附属書1国の更なる約束(Further Commitments of Annex I Parties under the Kyoto Protocol)に関する特別作業部会の作業継続を要請する決定x/CMP.5を支持し、

本コペンハーゲン・アコードの即時運用に合意した。

1. 我々は、気候変動が我々の時代における最大の課題の一つであることを強調する。我々は、共通だが差異ある責任の原則と各々の能力にしたがって、我々が気候変動に迅速に立ち向かう強い政治的意志を持つことを強調する。人為的干渉が気候システムに対して危険とならないレベルで大気中温室効果ガス濃度を安定化させるという条約の究極的目標を達成するため、我々は、地球の気温上昇は2°C未満であるべきという科学的見解を認識し、衡平性にもとづき、持続可能な開発に即して、気候変動と戦う長期的協力の行動を強化していく(shall)ものとする。我々は気候変動の危機的な影響とその悪影響に対し特に脆弱な国々に対する対応策の潜在的影響を認識し、国際的支援を含む包括的な適応プログラム設置の必要性を強調する。
2. 我々は、科学にもとづき、またIPCC第4次評価報告書に記されている地球の気温上昇を2°C未満に抑える状況を実現するために世界の排出量を削減することを目指して、地球の排出量を大幅に削減(deep cut)することが求められていることに同意し、科学に則り、また衡平性にもとづいて、この目的を達成するために対策を行う。排出量がピークとなる時期のタイムフレームは途上国においては長くなることを認識し、社会及び経済的発展と貧困撲滅が途上国にとって第一かつ最優先事項であることと、低排出な開発戦略が持続可能な開発にとって不可欠なものであることを念頭に、我々は、全世界の、そして国内排出量が可能な限り早急にピークを迎えるように、協力すべき(should)である。
3. 気候変動の悪影響と対応策の潜在的影響に対する適応は、全ての国が直面する課題で

ある。特に非常に脆弱な開発途上国、特に後発開発途上国と小島嶼開発途上国およびアフリカにおける脆弱性の低減と回復力の構築を目指した適応行動の実施を可能にし支援することにより、適応に対する行動と国際協力の強化が、条約の実施を確実なものとするべく緊急に求められている(urgently required)。我々は、途上国における適応行動の実施を支援するために、先進国が適切で予測可能で持続可能な資金、技術、能力育成を提供すべき(shall)ことに合意する。

4. 附属書1国は、2020年の国別(economy-wide)数量的排出目標を個別ないし共同で実施することを約束し、その約束は、附属書1国によりAppendix Iにあるフォーマットで2010年1月31日までに事務局に提出し、INF文書としてまとめられる。京都議定書の締約国である附属書1国は、それにより京都議定書によって始まったその排出削減をさらに一層強化していく。先進国による削減の実施と資金供与は、締約国会議の採択する既存のまた今後のあらゆるガイドラインに則って、計測(measured)、報告(reported)、検証(verified)され、それらの目標と資金供与のアカウントリングが厳密(rigorous)で堅固(robust)で、透明性のある(transparent)ものであることを保証する。
5. 条約の非附属書1国は、第4条1項及び第4条7項に則り、また持続可能な開発に即して緩和活動を実施し、その活動は、2010年1月31日までにAppendix IIにあるフォーマットで彼らが事務局に提出し、INF文書にまとめられるものが含まれる。後発開発途上国および小島嶼開発途上国は、自主的かつ、支援を受ける形で、活動を実施することができる。続いて実施され予想される非附属書1国の緩和活動は、締約国会議の採択するガイドラインに基づき、2年ごとに、条約12条1項(b)に則り、国別GHGインベントリー報告を含む形で、国別通報(national communications)を通じて報告されるものとする(shall)。国別通報ないしその他の方法で事務局に報告されるこれらの緩和活動は、Appendix IIのリストに追加される。非附属書1締約国の行う緩和活動は当該国内の計測、報告、検証を受け、その結果は2年ごとにその国別通報を通じて報告される。非附属書1締約国は、国家主権の尊重を保証することを明確に定めたガイドラインにもとづき、国際的なコンサルテーションと分析についての項目を添えて、国別通報を通じその活動の実施についての情報を報告する。国ごとの適切な緩和活動(nationally appropriate mitigation actions)のうち国際支援を受けようとするものは、関連の技術、資金供与、能力育成支援とともにレジストリに記録される。このような支援を受けた活動は、Appendix IIのリストに追加される。これら支援を受けた国ごとの適切な緩和活動は、締約国会議の採択するガイドラインに則って、国際的な計測、報告、検証を受ける。
6. 我々は、森林減少および森林劣化による排出を削減することの重要な役割と森林による温室効果ガス排出除去を強化する必要性を認識し、先進国からの資金源の動員を可能とすべく、REDD-plusを含むメカニズムの早期創設を通じて、このような活動に対する積極的なインセンティブを提供する必要性について合意する。
7. 我々は、市場活用の機会、緩和活動のコスト効果性の強化、緩和活動の促進など、さま

